

**答 申 書**  
**( 答 申 第 4 3 号 )**  
**平成 1 3 年 4 月 9 日**

---

1 審査会の結論

「農道特別北19号線地区1工区」の成果報告として提出された文書のうちの次の部分は、開示すべきである。

- (1) 「工事施工計画書」の「主要資材計画」中の「(5) 主要資材計画」の表の品名「切込砂利」の項の「納入会社名」及び「製造会社名」の各欄に記載された法人名
- (2) 「使用材料承認願い」の「使用材料承諾願い」中の「使用材料」の表の資材名「切込砂利」の項の「製造会社名」の欄に記載された法人名

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成11年8月19日に上川支庁長が ・ 共同企業体（以下「本件法人」という。）に発注した「農道特別北19号線地区1工区」の工事契約に基づき、本件法人から工事期間中及び工事完成後に提出された成果報告一式である。

その内容は、農道工事の施工に係る工事施工計画書、工事に使用した材料等に係る試験成績などの関係書類、工事完成写真帳などである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書の一部が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号及び第2号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分のうち、条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして非開示とした1の(1)及び(2)に記載の部分（なお、(2)の部分には、製造会社の名称が記録されるべきところを誤って納入会社の名称が記録されている。）（以下「本件非開示部分」という。）の取消しを求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを

非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、1の(1)に記載した「主要資材計画」に記載されている納入会社名については、本件法人の営業上の事項に関する情報であり、内部管理情報であることから、これを開示することによって、本件法人の同業者又は納入会社の同業者が本件法人の取引先を知り得た場合、規格、数量が開示されていることから、価格、納入方法及び支払の便宜等の取引条件や関連情報も知られるおそれがあり、今後の本件法人及び納入会社の営業において取引の条件面などで不利となり、不利益を生ずると考えられ、本件法人及び納入会社の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれる旨主張する。

確かに、一般的に、法人等の取引に関する情報については、当該法人等及び当該法人等と取引のある法人等に関する営業上の事項に関する情報であり、これを開示することにより、これらの法人等に実施機関が主張するような不利益が生ずることが認められれば、その競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると考えられる。

他方、法人等の取引に関する情報であっても、北海道が発注した公共事業に係るものについては、できる限り情報を開示し、事業の透明性、公平性を確保することが望ましいと考えられる。

これらのことを踏まえて検討すると、本件非開示部分に記載されている納入会社（以下「本件納入会社」という。）の名称については、民間の事業者が発注した工事に係る法人等の間の取引に関する情報ではなく、上川支庁長が発注した公共工事の請負業者である本件法人の当該公共工事に使用した主要な資材をその請負業者に直接納入した会社の名称であり、公共事業に係るこの種の情報を開示したとしても、本件法人及び本件納入会社（以下「本件法人等」という。）に実施機関が主張するような不利益が具体的に生ずることは、本件において提出された資料によっては認めることはできず、本件法人等の競争上又は事業運営上の地位を不当に損なうとは認められないと判断する。

ウ また、本件非開示部分に記載されている製造会社の名称については、実施機関の主張によれば、当該製造会社と取引している納入会社が1カ所に限られており、当該製造会社の名称を開示することにより本件納入会社を識別し得ることから非開示としたものであるが、イで述べたとおり、本件納入会社の名称を開示しても本件法人等の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれないと認められるのであれば、当該製造会社の名称を非開示とすべき理由はない。

エ 以上のことからすれば、本件非開示部分に記載されている情報は、2号情報に該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年12月22日	諮問書の受理 実施機関から関係書類の提出
平成12年12月25日 (第34回審査会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成13年2月9日 (審査会第二部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人の代理人の意見陳述 審議
平成13年2月20日 (審査会第二部会)	審議
平成13年3月6日 (審査会第二部会)	審議
平成13年3月27日 (第37回審査会)	答申案審議
平成13年4月9日	答申

## 別 紙

### 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過等

- (1) 平成12年 9月29日 本件開示請求
- (2) 平成12年10月12日 本件開示請求に対する開示等決定期間延長通知
- (3) 平成12年10月26日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (4) 平成12年12月13日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、「農道特別北19号線地区1工区」の成果報告一式の次の部分の非開示処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

ア 「工事施工計画書」の「主要資材計画」中の「(5) 主要資材計画」1枚目における品名「切込砂利」の納入会社名及び製造会社名

イ 「使用材料承認願い」の「使用材料承認願い」中の「使用材料」1枚目における資材名「切込砂利」の製造会社名

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件異議申立てに係る非開示部分には、組合と同組合員である

(株)の名前が記載されていると思われるが、当該情報が開示されないことにより、当該組合及び当該会社の事業活動が損なわれると考えるべきである。また、この情報が公開されることが、条例第10条第1項第2号に該当するか否かは、そのような危険が具体的に存在することが客観的に明白でなければならぬはずであり、我々自身が我々自身の組合名及び会社名を見ることが、誰かに害を及ぼすものではない。よって、異議申立てに係る処分は、日本国憲法で保障されている「国民の知る権利」を損なう、「自由な経済活動」を制限するものであり、違法である。

イ 工事請負業者と 組合が交わした価格、納入方法及び支払の便宜等の取引条件は、その両者から情報を漏洩しない限りは、具体的に誰かに知られる可能性はないわけであり、本件異議申立てに係る非開示部分が開示されても、両者の事業活動が不当に損なわれることにはならない。

ウ 組合は、砂利納入代金について工事請負業者と裁判で係争中であり、本件異議申立てに係る非開示部分が開示されなかったことにより、仮に裁判で敗訴するようなことがあった場合、の地域経済に与える影響は多大であることを考えると、公益上開示の必要がないと言い切れるか疑問である。

#### 3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。

# 理 由 説 明 書

## 1 対象公文書の内容

### (1) 開示請求に係る対象公文書の内容

異議申立人が開示請求した公文書は、平成11年8月19日に上川支庁農業振興部が  
・  
JV（以下「本件法人」という。）に発注した「農道特別北19号線  
地区1工区」の成果報告一式であり、上川支庁と本件法人が締結した工事契約に基づ  
き、本件法人から工事期間中及び工事完成後に提出された書類である。

その内容は、農道工事の施工に係る工事施工計画書、工事に使用した材料等に係る  
試験成績などの関係書類、工事完成写真帳などであり、その詳細は別紙「成果品目  
録」のとおりである。

### (2) 異議申立てに係る対象公文書の内容

知事は、(1)の公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条  
例」という。）第10条第1項第1号及び第2号に規定する非開示情報に該当するとし  
て非開示とし、一部開示決定を行った。

これに対し、異議申立人は、本件公文書のうち条例第10条第1項第2号に基づき非  
開示とした次の部分について、その処分の取り消しを求めている。

ア 「工事施工計画書」の「主要資材計画」中の「(5) 主要資材計画」1枚目にお  
ける品名「切込砂利」（規格： 40～0、 80～0）の納入会社名及び製造会  
社名

イ 「主要材料承認願い」の「使用材料承認願い」中の「使用材料」1枚目にお  
ける資材名「切込砂利」（品質規格：40～0mm、80～0mm）の製造会社名

なお、「工事施工計画書」の「(5) 主要資材計画」については、農道工事に係る  
主要資材の品名、規格、数量、単位、納入会社名及び製造会社名が記録されており、  
また、「主要材料承認願い」の「使用材料」については、農道工事に係る資材の  
資材名、品質規格及び製造会社名が記録されている。

## 2 非開示理由

条例第10条第1項第2号の該当性について

### (1) 「主要資材計画」における資材の納入会社名について

本件公文書に記録されている情報のうち、「主要資材計画」における各資材の納入  
会社名については、本件法人の営業上の事項に属する情報であり、内部管理情報であ  
る。

これを開示することにより、本件法人の同業者や納入会社の同業者が本件法人の取  
引先を知り得た場合、規格、数量が開示されていることから、価格、納入方法及び支  
払の便宜等の取引条件も知られるおそれがあり、このため、今後の本件法人の営業に  
おいて資材取引の条件面で不利となり、不利益を生ずると考えられ、本件法人の事業

活動が不当に損なわれる情報であると認められる。

また、納入会社についても会社名が開示されると、規格、数量が開示されていることから、上記と同様に価格、納入方法及び支払の便宜等の関連情報も知られるおそれがあり、このため、今後の納入会社の営業において他の業者よりも条件提示の面などで不利となり、不利益を生ずると考えられ、納入会社の事業活動が不当に損なわれる情報であると認められるものである。

(2) 「主要資材計画」及び「使用材料承認願い」における使用材料の製造会社名について

「主要資材計画」及び「使用材料承認願い」における使用材料の製造会社名については、一部の資材では製造会社と納入会社が同一の場合及び納入会社が一カ所に限られている場合などがあり、この場合においてこれらを開示すると、納入会社を識別し得ることとなる。したがって、納入会社を識別し得る製造会社名については、(1)で述べたとおり、本件法人及び納入会社の事業活動が不当に損なわれる情報であると認められるものである。

以上のことからすれば、本件公文書に記録されている情報のうち、「主要資材計画」における資材の納入会社名及び納入会社を識別し得る製造会社名並びに「使用材料承認願い」における使用材料の納入会社を識別し得る製造会社名については、本件法人及び納入会社の競争上または事業運営上の地位が不当に損なわれると認められ、本号に規定する非開示情報に該当するものである。

### 3 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、本件公文書に記録されている「主要資材計画」における品目「切込砂利」の納入会社名及び製造会社名並びに「使用材料承認願い」における資材名「切込砂利」の製造会社名の非開示処分を取り消す旨の決定を求めるものであり、これらが開示されないことにより、組合及び同組合員の(株)の事業活動が損なわれると考えるべきであり、また、同組合における自身の組合名並びに会社名を見ることが誰かに害をもたらすというものではないことから、異議申立てに係る処分は、日本国憲法で保障されている「国民の知る権利」を損なう、「自由な経済活動」を制限する旨主張する。

しかしながら、本件異議申立てのあった部分については、納入会社だけに係る情報ではなく、本件法人に係る情報でもあって、2で述べたとおり、本件法人の事業活動が不当に損なわれる情報でもあることから、条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報に該当すると判断したものである。

非開示情報については、開示することが公益上必要であると認められるときを除き、いかなる場合においても開示できないものであり、本件異議申立てについては、明らかに公益上の必要があると認められるものではない。

さらに、非開示情報に該当するかどうかの判断は、開示請求者の如何を問わずに行われるものである。

このように、今回、異議申立てのあった一部開示決定処分における非開示部分につい

ては、北海道情報公開条例に基づき非開示としたものであり、申立人が主張するように「国民の知る権利」を損なうものではなく、かつ、「自由な経済活動」を制限するものではない。

以上のとおり、異議申立人の主張は理由がないものである。